

目 次

津市条例

- 津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市営墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則の一部を改正する規則
- 津市鷺崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

- 手数料の徴収に関する事務の一部委託
- 市道路線の区域変更
- 市道路線の供用開始
- 令和6年能登半島地震による市税に関する申告期限等の延長
- ふるさと津かがやき寄附金の収納事務委託
- 議決を経た予算等の公表
- 地域密着型サービス事業者の指定
- 国民健康保険被保険者証の無効告示
- 市道路線の廃止
- 市道路線の認定
- 市道路線の区域決定
- 市道路線の区域変更
- 市道路線の供用開始

津市公告

- 地域計画の策定

津市上下水道事業公告

津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務プロポーザルの実施
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第37号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成26年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表津市高茶屋保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津市営墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第38号

津市営墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営墓園の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

津市一志町高野1996番地160及び2003番地16	2,000円（年額）
----------------------------	------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第39号

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条の表フェニックス通り駐車場の項を削る。

別表第1フェニックス通り駐車場の部を削り、同表備考中「フェニックス通り駐車場、」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市駐車場事業の設置等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車場の使用に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車場の使用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第40号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「	津市立藤水幼稚園 津市立高茶屋幼稚園 津市立大里幼稚園	津市藤方1627番地 津市高茶屋三丁目1番1号 津市大里窪田町1870番地	」を
「	津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地	」に、
「	津市立千里ヶ丘幼稚園 津市立明幼稚園	津市河芸町千里ヶ丘13番地 津市芸濃町林325番地	」を
「	津市立千里ヶ丘幼稚園	津市河芸町千里ヶ丘13番地	」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第41号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(津市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年津市条例第23号)

第14条

(2) 津市水道水源保護条例(平成19年津市条例第6号)第17条

(3) 津市行政不服審査会条例(平成28年津市条例第7号)第10条

(4) 津市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年津市条例第34号)

附則第5項及び第6項

(津市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)第33条

第3号及び第4号並びに第34条第1項第1号及び第3項第1号

(2) 津市公共下水道条例(平成18年津市条例第201号)第9条第1項第4号イ

(3) 津市消防団条例(平成18年津市条例第257号)第6条第1号

(4) 津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年津市条例第258号)第6条第1号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条第1号の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例第34条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第42号

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第35条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	181,300	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	182,400	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	183,500	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	184,600	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	185,800	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	186,900	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	188,000	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	189,700	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	191,300	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	192,900	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	194,500	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	196,200	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	197,800	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	199,400	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	201,000	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	202,700	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	204,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	206,100	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	207,400	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	209,000	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	210,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	212,100	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	213,600	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	215,200	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	216,800	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	218,400	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	220,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	221,700	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	223,000	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	224,300	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	225,600	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	226,700	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	227,800	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	228,900	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	230,000	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	231,100	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	232,200	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	233,300	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	234,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	235,400	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	236,400	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	237,300	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	238,200	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	239,100	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	239,900	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	240,700	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,300
	47	241,400	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	475,600
	48	242,000	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	475,900
	49	242,600	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	476,200
	50	243,200	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	476,500
	51	243,800	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	476,800
	52	244,400	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	477,100
	53	245,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	477,400
	54	245,500	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	477,700

55	246,000	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	478,000
56	246,400	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	478,300
57	246,700	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	478,600
58	247,000	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	478,900
59	247,300	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	479,200
60	247,600	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	479,500
61	247,900	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	479,800
62	248,200	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,200	480,100
63	248,500	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,500	480,400
64	248,800	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,800	480,700
65	249,100	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,100	481,000
66	249,400	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,400	481,300
67	249,700	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,700	481,600
68	250,000	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,000	481,900
69	250,300	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,300	
70	250,600	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,600	
71	250,900	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	453,900	
72	251,200	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,200	
73	251,500	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,500	
74	251,800	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	454,800	
75	252,100	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,100	
76	252,400	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,400	
77	252,700	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	455,700	
78	253,000	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	456,000	
79	253,300	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	456,300	
80	253,600	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	456,600	
81	253,900	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	456,900	
82	254,200	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	457,200	
83	254,500	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	457,500	
84	254,800	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	457,800	
85	255,100	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	458,100	
86	255,400	297,100	344,500	383,300	396,500	415,900	458,400	
87	255,700	297,400	344,900	383,700	396,800	416,100	458,700	
88	256,000	297,700	345,300	384,100	397,000	416,300	459,000	
89	256,300	298,000	345,600	384,500	397,200	416,500	459,300	
90	256,600	298,300	346,000	385,000	397,500	416,700	459,600	
91	256,900	298,600	346,400	385,400	397,800	416,900	459,900	
92	257,200	299,000	346,800	385,800	398,000	417,100	460,200	
93	257,500	299,200	347,000	386,100	398,200	417,300	460,500	
94	257,800	299,400	347,400	386,400	398,400	417,500	460,800	
95	258,100	299,700	347,800	386,700	398,600	417,700	461,100	
96		300,100	348,200	387,000	398,800	417,900	461,400	
97		300,300	348,400	387,300	399,000	418,100	461,700	
98		300,600	348,800	387,600	399,200	418,300	462,000	
99		301,000	349,200	387,900	399,400	418,500	462,300	
100		301,400	349,500	388,200	399,600	418,700	462,600	
101		301,600	349,800	388,500	399,800	418,900	462,900	
102		301,900	350,200	388,800	400,000	419,100	463,200	
103		302,200	350,600	389,100	400,200	419,300	463,500	
104		302,500	351,000	389,400	400,400	419,500	463,800	
105		302,700	351,500	389,700	400,600	419,700	464,100	
106		303,000	351,900	390,000	400,800	419,900	464,400	
107		303,300	352,300	390,300	401,000	420,100	464,700	
108		303,600	352,700	390,600	401,200	420,300	465,000	
109		303,800	353,200	390,900	401,400	420,500	465,300	
110		304,200	353,600	391,200	401,600	420,700	465,600	
111		304,600	353,900	391,500	401,800	420,900	465,900	
112		304,900	354,200	391,800	402,000	421,100	466,200	
113		305,100	354,700	392,100	402,200	421,300	466,500	

114		305,300	355,200	392,400	402,400	421,500	466,800	
115		305,600	355,700	392,700	402,600	421,700		
116		306,000	356,200	393,000	402,800	421,900		
117		306,200	356,700	393,300	403,000	422,100		
118		306,400	357,200	393,600	403,200	422,300		
119		306,700	357,700	393,900	403,400	422,500		
120		307,000	358,200	394,200	403,600	422,700		
121		307,400	358,700	394,500	403,800	422,900		
122		307,600	359,200	394,800	404,000	423,100		
123		307,900	359,700	395,100	404,200	423,300		
124		308,200	360,200	395,400	404,400	423,500		
125		308,500	360,700	395,700	404,600	423,700		
126			361,200	396,000	404,800	423,900		
127			361,700	396,300	405,000	424,100		
128			362,200	396,600	405,200	424,300		
129			362,700	396,900	405,400	424,500		
130			363,200	397,200	405,600	424,700		
131			363,700	397,500	405,800	424,900		
132			364,200	397,800	406,000	425,100		
133			364,700	398,100	406,200	425,300		
134			365,200	398,400	406,400	425,500		
135			365,700	398,700	406,600	425,700		
136			366,200	399,000	406,800	425,900		
137			366,700	399,300	407,000	426,100		
138			367,200	399,600	407,200	426,300		
139			367,700	399,900	407,400	426,500		
140			368,200	400,200	407,600	426,700		
141			368,700	400,500	407,800	426,900		
142			369,200	400,800	408,000	427,100		
143			369,700	401,100	408,200	427,300		
144			370,200	401,400	408,400	427,500		
145			370,700	401,700	408,600	427,700		
146			371,200	402,000	408,800	427,900		
147			371,700	402,300	409,000	428,100		
148			372,200	402,600	409,200	428,300		
149			372,700	402,900	409,400	428,500		
150			373,200	403,200	409,600	428,700		
151			373,700	403,500	409,800	428,900		
152			374,200	403,800	410,000	429,100		
153			374,700	404,100	410,200	429,300		
154			375,200	404,400	410,400	429,500		
155			375,700	404,700	410,600	429,700		
156			376,200	405,000	410,800	429,900		
157			376,700		411,000	430,100		
158			377,200		411,200	430,300		
159			377,700		411,400			
160			378,200		411,600			
161			378,700		411,800			
162			379,200		412,000			
163			379,700		412,200			
164			380,200		412,400			
165			380,700		412,600			
166			381,200		412,800			
167			381,700		413,000			
168			382,200		413,200			
169			382,700					
170			383,200					
171			383,700					
172			384,200					

	173			384,700					
	174			385,200					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第44条に規定する職員を除く。

別表第2 教育職給料表（第7条関係）

ア 教育職給料表（一）

職務 の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級	
	給 給	料 月 額	給 給	料 月 額	給 給	料 月 額	給 給	料 月 額
		円		円		円		円
1		261,400		317,100		358,300		423,100
2		263,600		319,300		360,900		425,000
3		265,700		321,500		363,500		426,800
4		267,600		323,600		366,000		428,500
5		269,400		325,700		368,400		430,200
6		270,900		327,600		370,800		432,100
7		272,400		329,400		373,300		434,000
8		273,900		331,200		375,700		435,800
9		275,700		333,000		378,200		437,200
10		277,700		334,900		380,700		439,100
11		279,700		336,700		383,200		441,000
12		281,700		338,500		385,600		442,900
13		283,700		340,300		388,000		444,300
14		285,900		341,900		389,600		446,200
15		288,000		343,500		391,100		448,100
16		290,100		345,000		392,600		450,000
17		292,000		346,500		393,600		451,700
18		294,700		348,100		395,300		453,500
19		297,400		349,700		396,700		455,300
20		300,000		351,300		398,000		457,100
21		302,600		352,700		399,200		459,100
22		305,000		354,700		400,200		461,300
23		307,400		356,700		401,200		463,700
24		309,600		358,700		402,200		466,000
25		311,800		360,500		403,100		468,000
26		313,800		362,100		404,200		470,100
27		315,800		363,700		405,300		472,200
28		317,800		365,300		406,400		474,200
29		319,800		366,600		407,500		476,200
30		321,700		368,100		408,600		478,500
31		323,600		369,500		409,700		480,700
32		325,500		370,800		410,800		482,600
33		327,300		372,100		411,900		484,500
34		329,200		373,300		413,000		486,600
35		331,100		374,500		414,100		488,800
36		333,000		375,600		415,300		490,800
37		334,700		376,700		416,300		492,900
38		335,900		378,100		417,400		494,900
39		337,000		379,400		418,500		496,800
40		338,100		380,700		419,700		498,700
41		338,700		382,000		420,600		500,700
42		339,100		383,300		421,700		502,600
43		339,500		384,600		422,800		504,300
44		339,900		385,900		423,800		506,200
45		340,500		387,200		424,800		508,100
46		341,000		388,400		425,900		509,900
47		341,500		389,600		427,000		511,700
48		341,900		390,700		428,100		513,500
49		342,300		391,800		429,100		515,200
50		342,700		393,000		430,300		516,900
51		343,100		394,100		431,500		518,700
52		343,500		395,200		432,700		520,500
53		343,900		396,300		433,400		522,000

54	344,300	397,500	434,300	523,600
55	344,700	398,700	435,200	525,300
56	345,100	399,800	436,000	526,900
57	345,500	400,800	436,800	528,500
58	345,900	401,800	437,700	529,800
59	346,300	402,800	438,600	531,100
60	346,700	403,700	439,400	532,300
61	347,100	404,900	440,100	533,500
62	347,500	406,300	441,000	534,500
63	347,900	407,700	442,000	535,500
64	348,300	409,100	442,900	536,500
65	348,700	409,900	443,800	537,100
66	349,100	410,900	444,700	538,000
67	349,500	411,900	445,700	538,900
68	349,900	413,000	446,600	539,800
69	350,300	413,900	447,600	540,700
70	350,800	414,700	448,600	541,500
71	351,200	415,500	449,500	542,200
72	351,600	416,200	450,500	542,700
73	351,900	416,900	451,400	543,400
74	352,400	417,800	452,300	543,900
75	352,800	418,600	453,200	544,700
76	353,200	419,200	454,200	545,300
77	353,600	419,800	455,000	545,800
78	354,100	420,200	455,400	546,300
79	354,600	420,500	456,000	546,800
80	355,100	420,800	456,600	547,300
81	355,600	421,100	457,200	547,800
82	356,300	421,400	457,900	548,300
83	357,000	421,600	458,200	548,800
84	357,700	421,900	458,800	549,300
85	358,300	422,100	459,200	549,800
86	358,900	422,400	459,500	550,300
87	359,500	422,700	459,800	550,800
88	360,100	423,000	460,100	551,300
89	360,600	423,200	460,400	551,800
90	361,000	423,400		552,300
91	361,400	423,700		552,800
92	361,800	424,000		553,300
93	362,200	424,200		553,800
94	362,600	424,500		554,300
95	363,100	424,800		554,800
96	363,500	425,100		555,300
97	364,100	425,300		555,800
98	364,600	425,600		556,300
99	365,000	425,900		556,800
100	365,500	426,100		557,300
101	365,900	426,300		557,800
102	366,400	426,600		558,300
103	366,700	426,900		558,800
104	367,100	427,100		559,300
105	367,600	427,300		559,800
106	368,000			560,300
107	368,500			560,800
108	369,000			561,300
109	369,400			561,800
110	369,900			562,300
111	370,300			562,800
112	370,700			563,300

113	371,100			563,800
114	371,500			564,300
115	371,900			564,800
116	372,300			565,300
117	372,700			565,800
118	373,100			566,300
119	373,500			566,800
120	373,900			567,300
121	374,200			567,800
122	374,600			568,300
123	375,100			568,800
124	375,400			569,300
125	375,800			569,800
126	376,300			570,300
127	376,800			570,800
128	377,200			571,300
129	377,600			571,800
130	378,000			572,300
131	378,400			572,800

備考 この表は、三重短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級	
		給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員			円		円		円
	1		212,300		298,200		323,900
	2		214,400		300,000		326,000
	3		216,500		301,800		328,100
	4		218,600		303,600		330,200
	5		220,700		305,400		332,200
	6		223,100		307,200		334,300
	7		225,500		309,000		336,400
	8		227,900		310,700		338,500
	9		230,300		312,400		340,500
	10		232,700		314,200		342,600
	11		235,100		316,000		344,700
	12		237,500		317,800		346,700
	13		239,900		319,700		348,700
	14		241,500		321,500		350,200
	15		243,100		323,300		351,700
	16		244,700		325,000		353,200
	17		246,300		326,600		354,600
	18		247,800		328,500		356,000
	19		249,200		330,400		357,400
	20		250,600		332,300		358,800
	21		252,000		334,100		360,200
	22		253,200		336,100		361,500
	23		254,400		337,900		362,800
	24		255,600		339,700		364,100
	25		257,000		341,400		365,300
	26		258,200		343,100		366,600
	27		259,500		344,700		367,800
	28		260,800		346,300		369,000
	29		262,100		347,900		370,200
	30		264,000		349,200		371,400
	31		265,800		350,400		372,600
	32		267,600		351,600		373,700
	33		269,300		352,900		374,800
	34		271,500		354,300		376,000
	35		273,700		355,700		377,200
	36		275,900		357,000		378,300
	37		278,100		358,300		379,400
	38		280,300		359,700		380,600
	39		282,500		361,100		381,800
	40		284,600		362,400		382,900
	41		286,600		363,700		384,000
	42		288,500		365,100		385,200
	43		290,400		366,400		386,400
	44		292,200		367,700		387,500
	45		294,000		369,000		388,600
	46		295,900		370,200		389,800
	47		297,700		371,400		391,000
	48		299,400		372,600		392,200
	49		301,100		373,800		393,400
	50		302,900		375,000		394,700
	51		304,600		376,200		395,900
	52		306,200		377,400		397,100
	53		307,800		378,500		398,300
54		309,500		379,700		399,600	

55	311,300	380,900	400,600
56	313,000	382,100	401,700
57	314,300	383,200	402,900
58	316,200	384,500	404,100
59	318,000	385,800	405,300
60	319,700	387,000	406,500
61	321,400	387,900	407,600
62	323,300	389,100	408,600
63	325,000	390,100	409,900
64	326,700	391,200	411,100
65	328,400	392,000	412,300
66	330,200	393,100	413,400
67	332,000	394,100	414,500
68	333,700	395,100	415,600
69	335,400	396,200	416,600
70	336,700	397,200	417,800
71	338,000	398,300	419,000
72	339,300	399,400	420,200
73	340,800	400,400	420,800
74	342,300	401,500	421,600
75	343,800	402,600	422,300
76	345,300	403,600	422,800
77	346,700	404,500	423,100
78	348,200	405,400	423,400
79	349,700	406,400	423,800
80	351,200	407,400	424,200
81	352,600	408,200	424,500
82	354,100	409,000	424,900
83	355,600	409,700	425,200
84	357,100	410,500	425,500
85	358,500	411,200	425,800
86	359,800	411,800	426,200
87	361,100	412,500	426,500
88	362,300	413,200	426,800
89	363,500	413,800	427,100
90	364,700	414,500	427,400
91	365,900	415,000	427,700
92	367,000	415,600	427,900
93	368,100	416,000	428,100
94	369,200	416,400	428,300
95	370,300	416,700	428,500
96	371,400	417,000	428,700
97	372,500	417,200	428,900
98	373,700	417,500	429,100
99	374,800	417,800	429,300
100	375,900	418,000	429,500
101	376,900	418,200	429,700
102	377,900	418,500	429,900
103	378,800	418,800	430,100
104	379,700	419,000	430,300
105	380,500	419,200	430,500
106	381,500	419,500	430,700
107	382,400	419,800	430,900
108	383,300	420,000	431,100
109	384,100	420,200	431,300
110	385,000	420,500	431,500
111	385,900	420,800	431,700
112	386,800	421,000	431,900
113	387,600	421,200	432,100

114	388,600	421,500	432,300
115	389,500	421,800	432,500
116	390,400	422,000	432,700
117	391,000	422,200	432,900
118	391,900	422,400	433,100
119	392,800	422,600	433,300
120	393,700	422,800	433,500
121	394,500	423,000	433,700
122	395,200	423,200	433,900
123	396,000	423,400	434,100
124	396,800	423,600	434,300
125	397,400	423,800	434,500
126	398,100	424,000	434,700
127	398,800	424,200	434,900
128	399,400	424,400	435,100
129	400,000	424,600	435,300
130	400,700	424,800	435,500
131	401,200	425,000	435,700
132	401,800	425,200	435,900
133	402,400	425,400	436,100
134	403,000	425,600	436,300
135	403,500	425,800	436,500
136	404,000	426,000	436,700
137	404,300	426,200	436,900
138	404,600	426,400	437,100
139	404,900	426,600	437,300
140	405,200	426,800	437,500
141	405,500	427,000	437,700
142	405,800	427,200	437,900
143	406,100	427,400	438,100
144	406,400	427,600	438,300
145	406,700	427,800	438,500
146	407,000	428,000	438,700
147	407,300	428,200	438,900
148	407,600	428,400	439,100
149	407,800	428,600	439,300
150	408,100	428,800	439,500
151	408,400	429,000	439,700
152	408,600	429,200	439,900
153	408,800	429,400	440,100
154	409,100	429,600	440,300
155	409,400	429,800	440,500
156	409,600	430,000	
157	409,800	430,200	
158	410,100	430,400	
159	410,400	430,600	
160	410,600	430,800	
161	410,800	431,000	
162	411,000	431,200	
163	411,200	431,400	
164	411,400	431,600	
165	411,600	431,800	
166	411,800	432,000	
167	412,000	432,200	
168	412,200	432,400	
169	412,400	432,600	
170	412,600	432,800	
171	412,800		
172	413,000		

	173	413,200		
	174	413,400		
	175	413,600		
	176	413,800		
	177	414,000		
	178	414,200		
	179	414,400		
	180	414,600		
	181	414,800		
	182	415,000		
	183	415,200		
	184	415,400		
	185	415,600		
	186	415,800		
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
		276,000	303,400	330,000

備考 この表は、幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

第2条 津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第35条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

別表第1中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

別表第2中「188,700」を「192,000」に、「216,200」を「219,500」に、「256,200」を「260,000」に、「275,600」を「279,700」に、「290,700」を「294,900」に、「316,200」を「320,600」に、「358,000」を「362,700」に、「391,200」を「396,200」に改める。

第4条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規

定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第32条第2項から第4項まで及び第35条第2項並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第43号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の215」に改める。

第2条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第44号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第1条 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第45号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第1条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第46号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第47号

津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第48号

津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則の一部を改正する規則

津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則（平成28年津市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用しようとする日の1月前の日から前日までの間」を「次に掲げる期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から15日まで
- (2) 使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日から当該使用しようとする日の前日まで

第4条の次に次の1条を加える。

（抽選）

第4条の2 前条第1項第1号に掲げる期間内に提出された許可申請書は、全て当該期間の満了と同時に提出されたものとみなし、当該期間の満了後直ちに抽選を行うものとする。

第5条中「前条」を「第4条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第11号を次のように改める。

(1) 第2条第28号に掲げる施設

ア 一次予約期間 使用予定日の属する月の2月前の月の初日から15日まで

イ 二次予約期間 使用予定日の属する月の1月前の月の初日から当該使用予定日の2日前まで

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第49号

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第260号）の一部を次のように改正する。

第4条中「使用しようとする日の1月前の日から前日までの間」を「次に掲げる期間内」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から15日まで
- (2) 使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日から当該使用しようとする日の前日まで

第4条に次の1項を加える。

- 2 センターの使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（抽選）

- 第4条の2 前条第1項第1号に掲げる期間内に提出された許可申請書は、全て当該期間の満了と同時に提出されたものとみなし、当該期間の満了後直ちに抽選を行うものとする。

第5条中「前条」を「第4条」に改める。

第1号様式及び第3号様式から第5号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「津市豊が丘おおぞら会館」の次に「、津市贄崎地区防災コミュニティセンター」を加える。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第50号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第35条第1号中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同条第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第35条第1号中「100分の215」を「100分の210」に、「100分の255」を「100分の250」に改め、同条第2号中「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の122.5」を「100分の120」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

津市告示第 286 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、手数料等の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社アウトソーシングトータルサポート津事業所

(2) 住所又は事務所の所在地

津市丸之内養正町 15 番 6 号 シャトーカワイ 204

2 委託した公金事務に係る歳入

(1) 戸籍手数料

(2) 住民票手数料

(3) 印鑑証明手数料

(4) 戸籍住民諸手数料

(5) 印鑑登録証交付手数料

(6) 税務諸手数料

(7) 複写機使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 12 月 2 日

4 委託した日

令和 6 年 12 月 2 日

5 委託期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

津市告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3633 上浜町大谷町第1号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市羽所町189番2地先内	旧	10.0～ 10.0	5.6
津市羽所町189番2地先内	新	18.5～ 18.5	5.6

2 路線名 3633 上浜町大谷町第1号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市羽所町189番2地先から津市上浜町六丁目16番7地先まで	旧	10.0～ 10.0	13.9
津市羽所町189番2地先から津市上浜町六丁目16番7地先まで	新	10.0～ 20.0	13.9

3 路線名 3633 上浜町大谷町第1号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市大谷町306番地先内	旧	34.0～ 37.5	5.8
津市大谷町306番地先内	新	34.0～ 37.5	5.8

4 路線名 2463 一身田小学校大谷町線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目16番7地先から津市大谷町307番地先まで	旧	7.4～ 18.9	72.2
津市上浜町六丁目16番7地先から津市大谷町200番20地先まで	新	7.4～ 7.4	4.4

5 路線名 3163 広明町大谷町線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市大谷町310番地先内	旧	6.3～ 7.3	1.6
津市大谷町310番地先内	新	4.0～ 6.3	1.6

津市告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3633	上浜町大谷町第1号線	津市上浜町一丁目500番地先から津市大谷町306番地先まで	令和6年12月28日
3163	広明町大谷町線	津市大谷町310番地先内	令和6年12月28日

津市告示第289号

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条の2第1項の規定により、令和6年津市告示第15号において、別途告示で定めることとされている日は、下記地域において令和7年1月31日とするので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

都道府県名	地 域
石 川 県	七尾市 羽咋郡志賀町

津市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づきふるさと納税寄附金の納付事務の指定納付受託者として、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定納付受託者
東京都目黒区下目黒1-8-1
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定日
令和6年12月17日

津市告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年10月1日に専決処分した予算の要領及び同年12月20日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和6年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度津市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

令和6年度津市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

令和6年度津市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度津市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,188,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 県 支 出 金		8,417,158	128,075	8,545,233
	3 委 託 金	481,890	128,075	609,965
歳 入 合 計		122,060,570	128,075	122,188,645

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,932,266	128,075	17,060,341
	4 選 挙 費	49,266	128,075	177,341
歳 出 合 計		122,060,570	128,075	122,188,645

令和6年度津市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,301,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		21,120,159	572,379	21,692,538
	1 国 庫 負 担 金	14,605,908	562,999	15,168,907
	2 国 庫 補 助 金	6,506,460	9,380	6,515,840
18 県 支 出 金		8,545,233	281,501	8,826,734
	1 県 負 担 金	5,587,134	281,501	5,868,635
19 財 産 収 入		271,746	1,482	273,228
	1 財 産 運 用 収 入	135,221	1,482	136,703
20 寄 附 金		317,745	11,208	328,953
	1 寄 附 金	317,745	11,208	328,953
21 繰 入 金		8,522,246	245,635	8,767,881
	2 基 金 繰 入 金	8,503,683	245,635	8,749,318
23 諸 収 入		1,647,033	1,090	1,648,123
	5 雑 入	1,358,005	1,090	1,359,095
歳 入 合 計		122,188,645	1,113,295	123,301,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		17,060,341	13,000	17,073,341
	1 総 務 管 理 費	14,818,455	13,000	14,831,455
3 民 生 費		46,962,110	1,172,591	48,134,701
	1 社 会 福 祉 費	25,230,867	1,171,864	26,402,731
	2 児 童 福 祉 費	16,238,002	727	16,238,729
4 衛 生 費		11,367,384	△4,201	11,363,183
	1 保 健 衛 生 費	3,953,446	△4,201	3,949,245
6 農 林 水 産 業 費		2,333,009		2,333,009
	1 農 業 費	1,820,347		1,820,347
7 商 工 費		1,237,834	△23,015	1,214,819
	1 商 工 費	1,237,834	△23,015	1,214,819
8 土 木 費		15,924,472	△47,562	15,876,910
	5 都 市 計 画 費	8,924,498	△47,562	8,876,936
10 教 育 費		10,490,206	2,482	10,492,688
	1 教 育 総 務 費	2,641,415	331	2,641,746
	3 中 学 校 費	975,487	2,151	977,638
歳 出 合 計		122,188,645	1,113,295	123,301,940

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	129,000
8 土木費	5 都市計画費	街路整備関係事業	5,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市久居アルスプラザ指定管理委託	令和7年度から 令和11年度まで	960,967
津市運動施設（安濃地域）指定管理委託	令和7年度から 令和11年度まで	151,714
観光振興事業負担金（花火大会・まつり事業）	令和7年度	50,700
道路維持事業	令和7年度	83,400
学校施設維持補修事業（特別支援教室等）	令和7年度	4,000

令和6年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,959,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		112	849	961
	1 財産運用収入	112	849	961
7 繰入金		4,745,849	4,106	4,749,955
	1 一般会計繰入金	4,627,926	4,106	4,632,032
歳入合計		30,954,047	4,955	30,959,002

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		456,231	4,106	460,337
	1 総務管理費	148,660	476	149,136
	2 徴収費	41,322	1,341	42,663
	3 介護認定調査費等費	180,863	2,289	183,152
4 基金積立金		112	849	961
	1 基金積立金	112	849	961
歳出合計		30,954,047	4,955	30,959,002

令和6年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,255,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		4,357,551	2,017	4,359,568
	1 一般会計繰入金	4,357,551	2,017	4,359,568
4 繰越金		2	131,789	131,791
	1 繰越金	2	131,789	131,791
歳入合計		8,121,604	133,806	8,255,410

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		90,558	2,017	92,575
	2 徴収費	19,797	2,017	21,814
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		8,023,986	131,789	8,155,775
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	8,023,986	131,789	8,155,775
歳出合計		8,121,604	133,806	8,255,410

令和6年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		単位 千円
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,427,630	3,100	8,430,730
第1項 営業費用	8,062,737	3,100	8,065,837

（債務負担行為）

第3条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額	単位 千円
上下水道管理・更新一体 マネジメント方式検討支 援業務委託	令和7年度から 令和9年度まで		58,000

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度津市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	13,048,449	△52,562	12,995,887
第2項 営業外収益	8,982,405	△52,562	8,929,843

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,771,526	1,500	11,773,026
第1項 営業費用	10,502,124	1,500	10,503,624

（特例的収入及び支出）

第3条 予算第4条の2中「65,551千円及び180,563千円」を「68,054千円及び139,038千円」に改める。

（債務負担行為）

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額	単位 千円
上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託	令和7年度から 令和9年度まで		25,831

（他会計からの補助金）

第5条 予算第11条中「5,264,638千円」を「5,212,076千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

単位 千円			
項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	55,405,554	16,579,603	71,985,157
(3) 1日平均舟券発売金	288,570	86,352	374,922

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 モーターボート競走事業収益	57,278,938	16,594,197	73,873,135	
第1項 営業収益	57,198,087	16,579,603	73,777,690	
第2項 営業外収益	80,851	14,594	95,445	

支 出				単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 モーターボート競走事業費用	55,058,241	14,592,656	69,650,897	
第1項 営業費用	54,671,745	14,592,656	69,264,401	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,201,997千円」を「4,271,432千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

単位 千円

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	4,201,997	69,435	4,271,432
第1項 建設改良費	4,201,997	69,435	4,271,432

(継続費)

第5条 令和5年度津市モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)第5条で改めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	モーター ボート競 走場競技 棟等整備 事 業	4,200,579	令和2年度	28,570	4,270,014	令和2年度	28,570
				令和3年度	471,408		令和3年度	471,408
				令和4年度	550,865		令和4年度	550,865
				令和5年度	1,533,228		令和5年度	1,533,228
				令和6年度	1,616,508		令和6年度	1,685,943

第5条の2 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	モーター ボート競 走場防風 ネット改 修 事 業	3,980,000	令和6年度		2,998,283	令和6年度	
				令和7年度	2,268,600		令和7年度	1,709,021
				令和8年度	517,400		令和8年度	389,777
				令和9年度	716,400		令和9年度	539,691
				令和10年度	477,600		令和10年度	359,794

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
グレードレース開催事業	令和7年度	12,896千円
ボートレース活性化事業	令和7年度	58,080千円

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度津市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808,964千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,110,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		596,067	3,909	599,976
	1 分担金	24,646	3,909	28,555
17 国庫支出金		21,692,538	34,542	21,727,080
	1 国庫負担金	15,168,907	14,437	15,183,344
	2 国庫補助金	6,515,840	20,105	6,535,945
18 県支出金		8,826,734	181	8,826,915
	1 県負担金	5,868,635	1,024	5,869,659
	2 県補助金	2,348,134	△905	2,347,229
	3 委託金	609,965	62	610,027
21 繰入金		8,767,881	756,732	9,524,613
	1 他会計繰入金	18,563	10,910	29,473
	2 基金繰入金	8,749,318	745,822	9,495,140
24 市債		4,799,300	13,600	4,812,900
	1 市債	4,799,300	13,600	4,812,900
歳入	合計	123,301,940	808,964	124,110,904

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		571,249	3,562	574,811
	1 議 会 費	571,249	3,562	574,811
2 総 務 費		17,073,341	164,333	17,237,674
	1 総 務 管 理 費	14,831,455	173,402	15,004,857
	2 徴 税 費	1,262,201	9,262	1,271,463
	3 戸籍住民基本台帳費	676,693	△37,536	639,157
	4 選 挙 費	177,341	9,068	186,409
	5 統 計 調 査 費	40,870	6,061	46,931
	6 監 査 委 員 費	84,781	4,076	88,857
3 民 生 費		48,134,701	215,844	48,350,545
	1 社 会 福 祉 費	26,402,731	28,881	26,431,612
	2 児 童 福 祉 費	16,238,729	185,253	16,423,982
	3 生 活 保 護 費	5,490,588	1,710	5,492,298
4 衛 生 費		11,363,183	15,528	11,378,711
	1 保 健 衛 生 費	3,949,245	△16,420	3,932,825
	2 斎 場 費	329,664	990	330,654
	3 環 境 費	461,337	9,901	471,238
	4 清 掃 費	6,089,370	27,362	6,116,732
	8 生 活 排 水 処 理 費	110,985	△6,305	104,680
6 農 林 水 産 業 費		2,333,009	4,509	2,337,518
	1 農 業 費	1,820,347	8,331	1,828,678
	2 林 業 費	465,412	△2,278	463,134
	3 水 産 業 費	47,250	△1,544	45,706
7 商 工 費		1,214,819	16,499	1,231,318
	1 商 工 費	1,214,819	16,499	1,231,318
8 土 木 費		15,876,910	101,214	15,978,124
	1 土 木 管 理 費	364,733	35,870	400,603
	2 道 路 橋 り よ う 費	5,372,477	26,954	5,399,431
	3 河 川 費	735,109	12,953	748,062
	5 都 市 計 画 費	8,876,936	6,186	8,883,122
	6 住 宅 費	399,778	19,251	419,029
9 消 防 費		4,420,298	106,469	4,526,767
	1 消 防 費	4,420,298	106,469	4,526,767
10 教 育 費		10,492,688	127,873	10,620,561
	1 教 育 総 務 費	2,641,746	98,911	2,740,657
	2 小 学 校 費	2,448,060	11,050	2,459,110

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	977,638	24,402	1,002,040
	4 幼 稚 園 費	1,032,520	△18,997	1,013,523
	5 社 会 教 育 費	2,724,367	15,948	2,740,315
	6 短 期 大 学 費	668,357	△3,441	664,916
11 災 害 復 旧 費		21,096	53,133	74,229
	1 農林水産業施設災害 復 旧 費	17,734	31,487	49,221
	2 公共土木施設災害復 旧 費	3,362	21,646	25,008
歳 出	合 計	123,301,940	808,964	124,110,904

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地災害復旧事業	4,233
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	22,803
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	4,451
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	9,743
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	11,903

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林水産業施設災害復 旧事業	6,500	証書借入 又 は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。
公共土木施設災害復旧 事業	7,100			

令和6年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,518,319千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,114千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		2,361,331	16,012	2,377,343
	1 繰入金	2,361,331	16,012	2,377,343
歳入合計		26,502,307	16,012	26,518,319

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		396,086	15,849	411,935
	1 総務管理費	278,422	15,849	294,271
11 諸支出金		149,505	163	149,668
	2 繰出金	30,813	163	30,976
歳出合計		26,502,307	16,012	26,518,319

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		30,813	163	30,976
	1 事業勘定繰入金	30,813	163	30,976
歳入合計		59,951	163	60,114

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,917	163	43,080
	1 施設管理費	42,917	163	43,080
歳出合計		59,951	163	60,114

令和6年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,969,422千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		7,315,693	1,055	7,316,748
	2 国庫補助金	2,114,700	1,055	2,115,755
5 県支出金		4,336,504	527	4,337,031
	2 県補助金	222,237	527	222,764
7 繰入金		4,749,955	8,838	4,758,793
	1 一般会計繰入金	4,632,032	8,205	4,640,237
	2 基金繰入金	117,923	633	118,556
歳入合計		30,959,002	10,420	30,969,422

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		460,337	7,678	468,015
	1 総務管理費	149,136	705	149,841
	4 介護認定審査会費	83,587	6,973	90,560
3 地域支援事業費		1,400,109	2,742	1,402,851
	2 包括的支援事業・任意事業費	699,627	2,742	702,369
歳出合計		30,959,002	10,420	30,969,422

令和6年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,395千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,249,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		4,359,568	△6,395	4,353,173
	1 一般会計繰入金	4,359,568	△6,395	4,353,173
歳入合計		8,255,410	△6,395	8,249,015

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		92,575	△6,395	86,180
	1 総務管理費	70,761	△6,395	64,366
歳出合計		8,255,410	△6,395	8,249,015

令和6年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		182,209	349	182,558
	1 繰 入 金	182,209	349	182,558
歳 入 合 計		281,740	349	282,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		153,470	349	153,819
	1 事 業 費	53,941	349	54,290
歳 出 合 計		281,740	349	282,089

令和6年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	11,338	11,339
	1 繰越金	1	11,338	11,339
歳入合計		19,126	11,338	30,464

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,126	11,338	30,464
	1 総務管理費	19,126	11,338	30,464
歳出合計		19,126	11,338	30,464

令和6年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度津市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	9,056,853	17,684	9,074,537
第2項 営業外収益	1,232,242	17,684	1,249,926

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,430,730	69,814	8,500,544
第1項 営業費用	8,065,837	69,814	8,135,651

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,851,805千円」を「2,851,652千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,991,496	△153	4,991,343
第1項 建設改良費	3,884,150	△153	3,883,997

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	916,376	69,661	986,037

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度津市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	12,995,887	△126	12,995,761
第1項 営業収益	4,060,936	△1,716	4,059,220
第2項 営業外収益	8,929,843	△9,706	8,920,137
第3項 特別利益	5,108	11,296	16,404

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,773,026	△37,408	11,735,618
第1項 営業費用	10,503,624	△37,408	10,466,216

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,458,729千円」を「3,457,327千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	10,711,432	△1,402	10,710,030
第1項 建設改良費	5,133,746	△1,402	5,132,344

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	592,064	△56,494	535,570

（他会計からの補助金）

第5条 予算第11条中「5,212,076千円」を「5,208,413千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

単位 千円

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業費用	69,650,897	29,285	69,680,182
第1項 営業費用	69,264,401	29,285	69,293,686

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	459,439	29,285	488,724

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
一般社団法人 縁
- 2 事業所の名称
デイサービスいやさか
- 3 事業所の所在地
津市半田987番地1
- 4 廃止年月日
令和6年7月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第293号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和6年12月26日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0699538	令和6年10月1日	令和6年11月11日
9265587	令和6年10月1日	令和6年11月6日

津市告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
3415	内多10号線	津市安濃町内多	
		津市安濃町内多	

津市告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する

令和6年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
4379	美川町第16号線	津市美川町	
		津市美川町	
6510	垂水第86号線	津市垂水	
		津市垂水	
2611	一色29号線	津市久居一色町	
		津市久居一色町	
2612	元町63号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2613	森町第2号線	津市森町	
		津市森町	
2615	中町20号線	津市久居中町	
		津市久居中町	
2616	中町21号線	津市久居中町	
		津市久居中町	
828	椋本第12号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
4173	高野368号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
4174	高野369号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	

津市告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
4379	美川町第16号線	津市美川町64番1地先から津市美川町64番12地先まで	107.7
			6.0～11.3
6510	垂水第86号線	津市垂水字西青谷2903番12地先から津市垂水字西青谷2903番15地先まで	61.0
			6.0～13.0
2611	一色29号線	津市久居一色町字鴻野313番14地先から津市久居一色町字鴻野313番10地先まで	77.4
			6.0～13.5
2612	元町63号線	津市久居元町字北出2096番6地先から津市久居元町字北出2096番11地先まで	30.0
			6.0～15.2
2613	森町第2号線	津市森町字池田1640番1地先から津市森町字池田1633番地2地先まで	47.8
			6.0～9.5
2615	中町20号線	津市久居中町50番5地先から津市久居中町50番38地先まで	220.8
			6.0～9.3

2616	中町21号線	津市久居中町50番49地先から津市久居中町50番36地先まで	136.6
			6.0～ 12.7
828	棕本12号線	津市芸濃町棕本字森1544番12地先から津市芸濃町棕本字森1544番8地先まで	50.3
			6.0～ 8.9
4173	高野368号線	津市一志町高野字東焼垣内1290番41地先から津市一志町高野字東焼垣内1290番48地先まで	105.7
			6.0～ 13.1
4174	高野369号線	津市一志町高野字東焼垣内1290番54地先から津市一志町高野字東焼垣内1292番地先まで	96.5
			6.0～ 13.2

津市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1164 野口町6号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野口町2530番2地先内	旧	1.0	13.0

2 路線名 1185 川方里中6号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字東出1856番2地先内	旧	16.2	3.4～ 8.2
津市久居元町字東出1856番2地先内	新	16.2	6.0～ 12.8

3 路線名 2410 川方里中20号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市川方町字里ノ内397番17地先から津市川方町字里ノ内395番17地先	旧	16.0	4.0～ 6.0
津市川方町字里ノ内397番17地先から津市川方町字里ノ内395番17地先	新	31.5	6.0～ 10.7

4 路線名 2006 下稲葉15号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居一色町字鴻野313番15地先から津市久居一色町字鴻野313番17地先まで	旧	52.1	3.2～ 3.6
津市久居一色町字鴻野313番15地先から津市久居一色町字鴻野313番17地先まで	新	52.1	3.7～ 5.2

津市告示第 298 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	供用開始年月日
4379	美川町第 1 号線	津市美川町 64 番 1 地先から津市美川町 64 番 12 地先まで	令和 6 年 12 月 27 日
6510	垂水第 86 号線	津市垂水字西青谷 2903 番 12 地先から津市垂水字西青谷 2903 番 15 地先まで	令和 6 年 12 月 27 日
2611	一色 29 号線	津市久居一色町字鴻野 313 番 14 地先から津市久居一色町字鴻野 313 番 10 地先まで	令和 6 年 12 月 27 日
2612	元町 63 号線	津市久居元町字北出 2096 番 6 地先から津市久居元町字北出 2096 番 11 地先まで	令和 6 年 12 月 27 日
2613	森町第 2 号線	津市森町字池田 1640 番 1 地先から津市森町字池田 1633 番地 2 地先まで	令和 6 年 12 月 27 日
2615	中町 20 号線	津市久居中町 50 番 5 地先から津市久居中町 50 番 38 地先まで	令和 6 年 12 月 27 日

2616	中町21号線	津市久居中町50番49地先から津市久居中町50番36地先まで	令和6年12月27日
828	棕本12号線	津市芸濃町棕本字森1544番12地先から津市芸濃町棕本字森1544番8地先まで	令和6年12月27日
4173	高野368号線	津市一志町高野字東焼垣内1290番41地先から津市一志町高野字東焼垣内1290番48地先まで	令和6年12月27日
4174	高野369号線	津市一志町高野字東焼垣内1290番54地先から津市一志町高野字東焼垣内1292番地先まで	令和6年12月27日
1185	川方里中6号線	津市久居元町字東出1856番2地先内	令和6年12月27日
2410	川方里中20号線	津市川方町字里ノ内397番17地先から津市川方町字里ノ内395番17地先	令和6年12月27日
2006	下稲葉15号線	津市久居一色町字鴻野313番15地先から津市久居一色町字鴻野313番17地先まで	令和6年12月27日
3638	栄町第26号線	津市栄町四丁目643番地先から津市栄町四丁目501番地先	令和6年12月27日

津市公告第189号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を別紙のとおり定めましたので、同条第8項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和6年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業公告第33号

次のとおり津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和6年12月23日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 件名

令和6年度下工公担第1-10号
津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務

(2) 委託場所

津市内全域

(3) 業務内容

導入可能性調査に必要となる基礎調査、また、導入可能性調査として、維持管理業務・更新業務などの課題を抽出し、課題に対して、導入可能性のあるPPP/PFI手法の選択を行い、VFMの算出やマーケットサウンディングを実施し、PPP/PFI手法を選定するとともに、発注段階においては発注支援を行うものである。

詳細については「津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務仕様書」（以下仕様書という。）参照。

ただし、契約時における仕様書は契約候補者として特定された者の企画提案内容に応じて、協議のうえ仕様を変更することができるものとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年12月10日まで

(5) 提案見積限度額

令和6年度	4,600,000円
	(消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年度(予定額)	40,000,000円
	(消費税及び地方消費税を含む。)
令和8年度(予定額)	24,900,000円
	(消費税及び地方消費税を含む。)
令和9年度(予定額)	18,931,000円
	(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案見積限度額を超えた場合については失格とする。

(6) 担当部署

津市上下水道事業局下水道工務課
〒514-0073 三重県津市殿村5番地
電話 : 059-239-1033
FAX : 059-239-1037

E-mail : 239-1033@city.tsu.lg.jp

2 実施要領の配布

実施要領等は、津市ホームページ (<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>) からダウンロードすることができます。

また、令和6年12月23日(月)から令和7年1月10日(金)までの期間に、担当部署(津市上下水道事業局下水道工務課)でも配布しますが、津市の休日を定める条例(平成18年条例第14号)に規定する休日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日までの日)を除きます。

なお、配布時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とします。

3 プロポーザル実施スケジュール(予定)

企画提案募集通知	令和6年12月23日(月)
質問書(様式1)の受付期限	令和6年12月27日(金) 15時まで
質問書の回答期限	令和7年1月10日(金)
参加申込(辞退)届(様式2)、類似実績及び配置予定技術者の要件確認(様式3)、宣誓書(様式4)、実績審査書(第1次審査)(様式5-1)の提出期限	令和7年1月16日(木)15時まで
第1次審査(書類審査)	令和7年1月20日(月)
第1次審査の結果通知	第1次審査後速やかに
企画提案書(第2次審査)(様式5-2)、参考見積書(様式6)の提出期限	令和7年1月24日(月)15時まで
第2次審査(説明及び質疑応答審査)	第1次審査後速やかに
第2次審査の結果通知	第2次審査後速やかに

4 参加資格要件

- (1) 津市契約規則(平成18年1月1日津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント/上水道及び工業用水道」、「土木関係建設コンサルタント/下水道」に登録されていること。
- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等が入札及び

契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

(9) 官公庁等で発注された業務で、過去10年間（平成26年度以降）に業務を受注した業務委託で上下水道一体型管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託、水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託又は、下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託の元請実績を有する者。

(10) 次の技術者を配置できる者。

- ① 管理技術者は次の各分野の資格要件を両方満たす者、又は資格要件をそれぞれ満たす者を配置するものとし、複数人を可とする。

上水道分野

技術士（総合技術監理部門 上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者

下水道分野

技術士（総合技術監理部門 上下水道－下水道）、又は技術士（上下水道 上下水道－下水道）の資格を有する者

- ② 担当技術者は次の各分野の資格要件を両方満たす者、又は資格要件をそれぞれ満たす者を配置するものとし、複数人を可とする。

なお、管理技術者が担当技術者を兼ねることができる。

上水道分野

技術士（総合技術監理部門 上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者

下水道分野

技術士（総合技術監理部門 上下水道－下水道）、又は技術士（上下水道 上下水道－下水道）の資格を有する者

- ③ 照査技術者は次の各分野の資格要件を両方満たす者、又は資格要件をそれぞれ満たす者を配置するものとし、複数人を可とする。

上水道分野

技術士（総合技術監理部門 上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者

下水道分野

技術士（総合技術監理部門 上下水道－下水道）、又は技術士（上下水道 上下水道－下水道）の資格を有する者

(11) 市内に本店又は支店等のいずれかを有する者。

5 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）から企画提案書等の提出を求めたのち、「津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務プロポーザル審査基準」に基づいた審査方式で審査を実施します。

審査については、津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務プロポーザル委員会（以下、審査委員会という。）にて行います。

また、審査委員会は、一次審査は本市職員のうちから7名以内、二次審査は、識見を有する者2名及び本市職員のうちから5名の合計7名以内で構成します。

なお、参加事業者が1者のみであっても、審査を実施します。

6 契約手続等

第2次審査の結果により、最上位者として選定された最優先候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行います。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行います。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務プロポーザル実施要領」によるものとします。

【問い合わせ先】

津市上下水道事業局下水道工務課

「津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務プロポーザル事務局」

〒514-0073 三重県津市殿村5番地

電話 : 059-239-1033

FAX : 059-239-1037

E-Mail : 239-1033@city.tsu.lg.jp

津市上下水道事業公告第34号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年12月23日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年12月23日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和6年度下工公補第15号 津北部第7-2処理分区及び津北部第7-1処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 大里川北町及び一身田豊野	地内		
工事概要	管布設工(管径100~200mm) 679m 組立マンホール工 13箇所 小型マンホール工 15箇所 ます設置工 13箇所			
工 期	契約締結の日から 令和7年10月6日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年1月20日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年1月8日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年1月15日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和7年1月20日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和7年1月23日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	70,531,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。</u> <u>建設キャリアアップ活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> ・<u>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年12月23日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和6年度下工公補第14号 津第5-4処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 柳山津興	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 137m 組立マンホール工 2箇所 小型マンホール工 3箇所 ます設置工 2箇所			
工 期	契約締結の日から 令和7年7月14日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年1月20日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年1月8日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年1月15日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和7年1月20日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和7年1月23日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	30,017,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</p> <p>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年12月23日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和6年度下施公補第1号 津北部第16処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事			
工事場所	津市 観音寺町 地内			
工事概要	マンホールポンプ設置工事 一式 汚水用水中ポンプ(口径65mm) 2台			
工 期	契約締結の日から 令和8年2月27日 まで			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成26年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された口径50mm以上の汚水ポンプの製作又は据付工事		
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和4年10月1日~令和5年9月30日)			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年1月20日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 等 に関する 質 問	提出期限	令和7年1月8日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年1月15日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和7年1月20日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時 及び場所	令和7年1月23日 午前9時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	13,729,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>			